

人工衛星に係る安定供給確保を図るための取組方針

令和 8 年 3 月 1 2 日
経 済 産 業 省

はじめに.....	3
第 1 章 人工衛星の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項.....	4
第 1 節 人工衛星を取り巻く状況	4
(1) 重要性.....	4
(2) 外部依存性	4
(3) 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	8
(4) 本法による施策の必要性	8
(5) サプライチェーンの構造	8
(6) 人工衛星のサプライチェーンが抱える課題及び動向.....	9
第 2 節 人工衛星の安定供給確保に関する目標.....	9
第 2 章 人工衛星等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項.....	11
第 1 節 施策の基本的な方向及び目標.....	11
第 2 節 実施する個別施策	11
(1) 衛星バスの国内生産基盤の確立・強化.....	11
(2) 太陽電池セルの国内生産基盤の確立・強化	12
第 3 節 施策に係る留意事項.....	12
(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境.....	12
(2) 施策の総合的かつ効果的な推進	12
(3) サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進	12
(4) 法第三十条に規定する関税定率法に基づく職権調査の求めの実施等	13
第 3 章 人工衛星の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限	14
第 1 節 取組の対象範囲	14
第 2 節 安定供給確保の目標.....	14
第 3 節 供給安定性	15
第 4 節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限	15
第 5 節 実施体制	15
第 6 節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置	16
(1) 需給ひっ迫時の対応.....	16
(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発	16
(3) 技術流出防止措置	16

第7節	複数事業者が申請する計画の認定に関する事項.....	18
第8節	計画の認定に当たって配慮すべき事項.....	18
第4章	人工衛星の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金.....	19
第1節	安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項.....	19
第2節	安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項.....	19
第3節	安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項.....	19
第4節	安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項.....	20
第5章	人工衛星に係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項.....	21
第1節	指定の要件.....	21
第2節	指定解除の考え方.....	21
第3節	その他留意事項.....	21
	（1）国が講ずる施策に関する事項.....	21
	（2）輸送手段の確保に関する事項.....	21
第6章	人工衛星の安定供給確保に当たって配慮すべき事項.....	22
第1節	国際約束との整合性の確保.....	22
第2節	経済活動における人権の尊重.....	22
第3節	サイバーセキュリティの確保.....	22
第4節	自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境.....	23
第5節	関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表.....	23
第6節	関係行政機関との連携.....	23
第7章	その他人工衛星等の安定供給確保に関し必要な事項.....	24

はじめに

人工衛星が提供する地球観測データ、衛星通信及び測位情報は、国民生活や経済活動の根幹を成すものであり、今後我が国が直面する人口減少の問題を背景に、産業の高付加価値化、激化する安全保障環境や頻発する自然災害への対応を実現する上で、次世代の国家インフラとして一層重要性を増している。

他方、世界規模で宇宙利用が拡大し、国内外で人工衛星の打上げ需要が増大する中、我が国の人工衛星製造に係るサプライチェーンは、将来的な需要に対応し得る十分な生産基盤を有しているとはいえない状況にある。特に一部の重要部品については、世界的な人工衛星需要の高まり等を背景に海外依存が進行し、供給途絶リスクが懸念される状況にあり、これら重要部品の安定供給を確保することが喫緊の課題となっている。

こうした趣旨を踏まえ、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、特定重要物資等に係る安定供給確保を図るための取組指針を次のように定めたので、同条第5項の規定に基づき公表する。

なお、人工衛星又はその生産に必要な原材料等（以下「人工衛星等」という。）の安定的な供給の確保に関する取組方針（以下「取組方針」という。）において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第1章 人工衛星の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

第1節 人工衛星を取り巻く状況

(1) 重要性

① 人工衛星の用途・特性

人工衛星が提供する地球観測データ、衛星通信及び測位情報に、我が国の国民生活や経済活動は深く依拠しており、今後我が国が直面する人口減少の問題を背景に、産業の高付加価値化、激化する安全保障環境や頻発する自然災害への対応を実現する上で、次世代の国家インフラとして一層重要性が増している。そのため、人工衛星の製造を自律的に行うべく、国内に人工衛星の製造に係るサプライチェーンを構築することは経済安全保障上極めて重要である。

宇宙環境で機能するためには、真空下での急激な温度変化、振動や衝撃、放射線への曝露などの極限状態に耐えうる特殊な素材・製造技術が求められることから、軌道上での実証を経なければならず、サプライチェーンの代替や新規立ち上げには数年を要し、その機能を直ちに代替可能な製品を調達することは困難である。

② 人工衛星の市場動向及び関連産業への影響

近年、世界的な宇宙利用の拡大に伴い、世界の宇宙市場は年率約9%の成長を続けており、2035年には現在の約2.8倍に達する規模になると予測されるなど急速に拡大している¹。特に衛星コンステレーション²の台頭により、従来の大型衛星に加え、より多頻度・多用途の小型衛星群が新しい社会的価値を創出している。例えば、通信分野では低遅延・広域接続が可能となり、海運業において脆弱であった船陸間の通信環境が改善され、より安全な運航を実現している。また、観測分野では高頻度・リアルタイムのデータ取得が進展しており、損害保険業界において地球観測データを活用した損害査定の効率化に向けた取組が進められるなど、その影響は幅広い関連産業に普及している。

以上より、人工衛星は、その供給不足が我が国の国民生活・経済活動に大きな影響を生じさせるものであり、代替が極めて困難であることから、広く国民生活・経済活動が依拠している状況にあると言える。

(2) 外部依存性

① 供給先の動向及び供給途絶の影響に関する認識

宇宙利用の拡大に伴い、世界的に人工衛星の需要が高まっている中、我が国の人工衛星

¹ World Economic Forum. 「Space: The \$1.8 Trillion Opportunity for Global Economic Growth」(2024年4月)

² 多数の衛星を一つのシステムとして機能させるもの。

に係るサプライチェーンの一部には、海外に供給を依存している又は将来的に依存するおそれがあるものが存在している。

ア 衛星バス

衛星バスは、人工衛星の電源、通信、姿勢制御、熱制御などの基本機能を担い、観測機器や通信装置等の各種ミッション機器を搭載する基盤となるため、宇宙空間で人工衛星を機能させるためには必要不可欠である。現状、衛星バスは海外に供給を依存していないが、急速に生産規模を拡大する欧米と比較すると、量産による製品競争力に差が生じつつある。現状のままでは、価格・性能において競争力を有する海外企業に市場を席卷される可能性があり、国内需要が供給能力を上回る局面において、将来的に海外に供給を依存するおそれがある。

イ 太陽電池セル

太陽電池セルは、人工衛星における発電の唯一の手段であり、その発電効率や耐放射線性は人工衛星の運用期間やミッションの達成度に直結することから、性能面においても極めて重要な部品である。近年、衛星コンステレーションの拡大を背景として太陽電池セルの需要は世界的に急速に急増し供給が逼迫する状況が続いており、現在我が国はその供給を欧米に依存している。

② 将来の重要性及び成長性

先述のとおり、世界の宇宙市場は急速に拡大していくと予想される。また我が国においても、政府は2020年時点で4兆円の宇宙機器・宇宙ソリューション³の市場を、2030年代の早期に8兆円に倍増させることを目標としており、急速な成長が見込まれている⁴。

③ 我が国及び諸外国・地域の政府及び民間の動向

ア 政府の動向

(ア) 日本

宇宙空間における活動を通じてもたらされる経済・社会の変革が世界的なうねりとなっている中、我が国の宇宙活動の自律性を維持・強化し、世界をリードしていくため、内閣府の宇宙開発戦略本部において「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）が策定された。本計画内においては、先述のとおり2030年代の早期に8兆円に倍増させることが目標とされており、他国に依存しない宇宙アクセスの確保と自律的な宇宙活動は我が国の安全保障、国土強靱化、イノベーション等の持続的な実現に資すると位置づけられている。

³ 通信衛星コンステレーションによるブロードバンドインターネット、観測衛星を使ったインフラ管理や災害時の被災状況把握、測位・観測衛星を使ったスマート農林水産業等の新たな課題解決の手法のこと。

⁴ 「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）

さらに、政府は2024年に「宇宙戦略基金」を創設し、今後10年間で総額1兆円規模の資金を宇宙分野に投じることを決定した⁵。この基金は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が民間企業や大学等に対して先端技術開発や商業化支援を行うための資金供給機能を担うものであり、産学官の連携を通じて宇宙産業の競争力強化を図ることを目指している。また、内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省が策定した「宇宙戦略基金基本方針」⁶（令和6年4月26日策定、令和7年3月26日改定）においては、「2030年代早期までに、国内の民間企業等による衛星システムを5件以上構築」することがKPIとして設定されており、国内の民間事業者による国際競争力にもつながる衛星システムを実現することが示されている。

（イ）米国

米国宇宙開発庁（SDA）は、2026年までに約200機の衛星コンステレーションの構築を目指している。この取り組みは「Proliferated Warfighter Space Architecture（PWSA）」と呼ばれ、段階的に整備を進めることで、全世界規模でのミサイル警戒・追跡能力の確立を図るものである。最終的には、通信機能に加えて観測・測位機能も備えた約500機体制の構築を目標としている⁷。

加えて、米国政府は、国内半導体産業の強化を目的とするCHIPSおよび科学法（2022年成立）に基づき、宇宙用太陽電池を製造するSolAero Technologies（Rocket Lab傘下）に対し、最大2,390万ドルの補助金を提供（2024年6月）。宇宙船や人工衛星の電源供給体制を強化することで、地球低軌道衛星を活用した民間サービスの拡大などを図り、宇宙分野における国家安全保障と商業競争力の両立を支援する戦略的投資と位置付けられている⁸。

（ウ）欧州

欧州連合（EU）は、総額149億ユーロを投じる「EU宇宙プログラム（2021-2027年）」を推進しており、地球観測（Copernicus）、測位（Galileo・EGNOS）、政府衛星通信（GOVSATCOM）を主要な柱として、安全保障の強化と戦略的自律性の確保を目指している⁹。さらに、2022年11月には通信向けの新たな衛星コンステレーション「IRIS²（Infrastructure for Resilience, Interconnectivity and Security by Satellite）」を発表した。IRIS²は、290機以上の衛星で構成される大規模なシステムであり、レジリエンス、相互接続性、安全性の確保を目的としている。EUはこれまでも、上記の「Galileo」や「Copernicus」などの独自衛星システムを運用してき

⁵ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）

⁶ 「宇宙戦略基金 基本方針」（令和7年3月26日改定、内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）

⁷ The Aerospace Corporation 「The Space Development Agency and the Future of Defense Space Acquisitions」（2024年7月）

⁸ U.S. Department of Commerce 「Biden-Harris Administration Announces Preliminary Terms with Rocket Lab to Expand Production of Compound Semiconductors that Power Spacecrafts and Satellites」（2024年6月）

⁹ The Aerospace Corporation 「EU Space Programme」（2022年3月）

たが、IRIS²はそれらに続く第三の主要コンステレーションであり、規模としても最大級となる計画である¹⁰。

英国では 9,900 万ポンドを投じて、国内に最先端の衛星開発を支える世界トップクラスの試験設備の建設を発表¹¹。この施設は 2024 年に開設され、衛星の総合的な試験を実施可能な設備が集約されており、ワンストップで試験工程を完結できる体制が構築された。

(エ) アジア

中国は「宇宙強国」への到達を国家戦略として掲げ、2024 年に発表された「国家中長期科学技術発展計画（2024-2050 年）」に基づき、宇宙分野を国家戦略の柱として位置づけている。とりわけ衛星においては、測位・通信・地球観測などの分野で衛星コンステレーションの整備を進め、宇宙インフラの自律性と国際競争力の向上を図っている。これらの取り組みは、国家安全保障や経済発展を支える基盤として機能しており、中国は 2050 年までに世界有数の宇宙強国となることを目指している¹²。

韓国は宇宙産業を次世代成長エンジンとして位置づけ、2022 年に発表した「未来宇宙経済ロードマップ」および 2023 年の「国家宇宙委員会」方針に基づき、2045 年までに“宇宙強国”となることを掲げている¹³。

イ 民間の動向

世界的に商業衛星の打上げは急増しており、通信や地球観測など多様な用途で需要が拡大している。特に地球低軌道では衛星コンステレーションの構築が進み、2022 年時点では打上げられた人工衛星のうち、商業衛星が 7 割以上を占めた¹⁴。各国から投資資金が流入し、宇宙産業は国家主導から民間主導の産業構造へと転換しつつあるところ、我が国においても、宇宙戦略基金等の支援制度を活用し、民間企業が人工衛星の開発・製造・実証を進めている。

特に比較的低コストの衛星の複数運用により、高速、大容量、高頻度な通信・観測サービスの提供を可能とする衛星コンステレーションの台頭は、信頼性と価格のバランス、アジャイルな性能向上等、民間事業と親和性が高く、民間による宇宙産業の規模拡大の主要な要因の一つとなっている¹⁵。

¹⁰ European Commission 「The EU Space Programme: more satellites and new services underway」(2025 年 1 月)

¹¹ UK Space Agency, Department for Business, Energy & Industrial Strategy 「£100m boost for UK space sector to ensure UK is equipped to stay ahead of the competition」(2017 年 7 月)

¹² 中国科学院 「China Releases Space Science Development Program for 2024-2050」(2024 年 10 月)

¹³ 韓国科学技術情報通信部 (MSIT) 「未来宇宙経済ロードマップ」(2022 年 11 月)

¹⁴ 経済産業省 「国内外の宇宙産業の動向を踏まえた 経済産業省の取組と今後について」(令和 6 年 3 月)

¹⁵ 経済産業省 「宇宙産業における今後の取組の方向性について」(令和 7 年 2 月初版、令和 7 年 3 月時点修正)

(3) 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性

我が国の人工衛星に係るサプライチェーンの一部には、供給を海外に依存している又は将来的に依存するおそれがあるものが存在しており、先述のとおり、衛星バス、太陽電池セルは特に供給途絶等の蓋然性が高いと考えられる。

衛星バスについては、各国が自国向けの衛星システム構築を加速させる中、自国産業への投資を強化する動きが進展している。こうした状況下では、衛星バスの供給において自国優先の方針が取られる可能性が高く、我が国が海外からの供給に依存した場合には、有事や需給逼迫時に供給途絶が生じる蓋然性が高いと考えられる。

太陽電池セルは、衛星の需要拡大に伴い世界的な供給不足が続いている。米国での政府需要や大口取引先への供給が優先される傾向にある。その結果、日本の衛星メーカーは、従前は半年程度で調達可能であったところ、現在では約一年の供給遅延を余儀なくされている。今後も需給ギャップの解消は見込まれず、需要拡大が続く中で、供給遅延又は途絶が生じる蓋然性は高いといえる。

(4) 本法による施策の必要性

人工衛星については、先述のとおり、今後の需要増加が見込まれている一方で、従来の我が国の宇宙政策は、2024年に創設された宇宙戦略基金も含め、技術開発支援が中心であり、量産に対応した本格的な生産基盤の構築に向けた措置は十分に講じられていない。このまま適切な措置を講じなければ、将来的に十分な国内供給体制を構築できないおそれがあり、早急に対応する必要がある。

(5) サプライチェーンの構造

人工衛星の製造工程は、素材・部材の製造、コンポーネントの組立、衛星バス及びミッション部の組立、最終統合に大別される。まず部素材については、アルミニウム合金や複合材などの基礎素材を加工し、構体パネルや搭載機器用部材などの各種部材が製造される。

次に、各種コンポーネントの組み立てが行われ、衛星の基本機能を担う衛星バスが組み立てられる。衛星バスには、電源系（太陽電池セル、バッテリー等）、推進系（スラスタ等）、姿勢軌道制御系（リアクションホイール、スタートラッカー等）、通信・データ処理系（通信モジュール機器、オンボードコンピュータ等）が搭載される。また、ミッション部には、アンテナ、光学カメラ、レーダーなど、衛星固有の観測・通信機器が搭載される。

これらを統合した後、振動試験や熱真空試験などの地上試験を実施し、宇宙環境での性能と信頼性の確認を経て人工衛星が完成する。このように多数の素材・部材から構成されており、個々の素材・部材の品質は性能やミッション成功率に直結する。

(6) 人工衛星のサプライチェーンが抱える課題及び動向

国内における人工衛星の基盤を確立するためには、人工衛星の部品等の国内における安定供給確保が重要であるが、先述のとおり、サプライチェーン上、衛星バス、太陽電池セルに課題が存在する。

① 衛星バス

我が国は衛星バスの生産能力を有しているものの、量産実績が乏しく、コストや納期の面で海外企業と比較すると劣後する状況にある。海外では衛星需要の急増を背景に量産体制の整備が進み、生産能力を強化しサプライチェーンを強靱化することで優位性を確立している。他方、国内では需要の拡大に応じた供給体制は確立されておらず、今後海外依存が進行するとともに、需給逼迫時や有事における供給途絶の蓋然性も高まるおそれがある。衛星バスの生産能力の増強には、特殊な検証設備の導入を伴う大規模投資が必要であり、投資回収が長期化するため民間投資が進みにくい。競争力ある生産基盤の整備は民間企業のみでは対応が困難な状況にある。

② 太陽電池セル

太陽電池セルは人工衛星の電源系を構成する重要な部品であり、宇宙空間における長期の運用に耐える高い信頼性が必要とされる。現在、世界的な需給逼迫により、我が国は供給を欧米の特定企業に依存しており、これらの企業が政府需要や大口取引先への供給を優先した結果、我が国においては供給遅延が発生している。さらに、国内の量産体制は未整備であるため、安定供給の確保が喫緊の課題となっている。しかし、量産設備の整備には多額の初期投資を要し、最小単位の増設であっても需要を上回る供給余力が生じる可能性が高いため、投資回収が長期化し、民間企業のみでは対応が困難な状況にある。

第2節 人工衛星の安定供給確保に関する目標

先述した政府のKPI（2030年代早期までに、国内の民間企業等による衛星システムを5件以上構築）を踏まえて、以下の目標を掲げる。

① 衛星バス

2030年代早期までに国内の衛星生産需要を満たす供給力確保に向けて、コスト・納期・信頼性を備えた競争力ある生産基盤の構築を通じ、複数の衛星事業者向けのバスを安定供給ができる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

② 太陽電池セル

2030年代早期までに国内の太陽電池セルの需要を満たす供給力確保に向けて、コスト・納期・信頼性を備えた競争力ある生産基盤の構築を通じ、複数の事業者向けの太陽電池セル

を安定供給ができる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

第2章 人工衛星等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項

第1節 施策の基本的な方向及び目標

前章第1節の現状・課題認識を踏まえ、人工衛星の供給基盤の整備・強化を通じて、その安定的な国内供給の実現を目指す。特に、人工衛星の機能発揮において重要であり、海外に供給を依存している又は将来的に依存するおそれがあるとともに、供給途絶蓋然性が高いものを対象とする。

併せて、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の規定に基づく輸出・役務取引管理及び対内直接投資等管理の厳格な運用及びその対象の不断の見直しや、サプライチェーンにおける適正なコスト負担を含む国内外の関係者の理解促進を図る取組も含めて総合的な対応を実施していくことにより、前章第2節の目標の達成を図るものとする。

なお、今回、安定供給確保のための施策を講ずる品目への支援のあり方については、今後の製造ノウハウの蓄積や需要の見通し等の状況を踏まえながら、随時見直しをすることとする。

第2節 実施する個別施策

（1）衛星バスの国内生産基盤の確立・強化

① 施策の対象となる品目

衛星バス

② 施策の対象となる取組

衛星バスの製造に必要な設備投資等

③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

複数の衛星事業者向けの衛星バスを量産することを目的とした、製造設備、試験設備及び施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）への投資並びに試作検証に要する費用の支援を行う。これにより、増加する衛星需要にも対応可能な衛星バスの安定した国内供給体制を確立する。

(2) 太陽電池セルの国内生産基盤の確立・強化

① 施策の対象となる品目

太陽電池セル

② 施策の対象となる取組

太陽電池セルの製造に必要な設備投資等

③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

複数の事業者向けの太陽電池セルを量産することを目的とした、製造設備、試験設備及び施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）への投資並びに試作検証に要する費用の支援を行う。これにより、増加する衛星需要にも対応可能な太陽電池セルの安定した国内供給体制を確立する。

第3節 施策に係る留意事項

(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境

前章第1節(2)で述べたとおり、「宇宙戦略基金」により、先端技術開発や技術実証、商業化を支援する取組を行っているところである。具体的には、衛星サプライチェーン構築のための衛星部品・コンポーネントの開発・実証を通じて、部品・コンポーネントの機能・性能向上やQCD（Q：品質、C：コスト、D：納期）の課題解決に必要な技術開発に取り組んでおり、必要に応じ、本法による施策との適切な連携を図るものとする。

(2) 施策の総合的かつ効果的な推進

本制度の運用に当たっては、国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する取組を総合的かつ効果的に推進するため、支援の効果的な実施にも留意するものとする。

経済産業大臣は、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長と連携し、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、株式会社日本政策金融公庫から指定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給する二段階融資の仕組みの活用も含め、認定供給確保事業者による安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化に留意するものとする。

(3) サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進

重要な物資の安定供給確保を図る上では、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題を把握することは重要と考えられる。このため、関係行政機関は、重要な物資の安定供給確保に関し、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展も踏まえつつ、不断の情報収集・検証に努めるものとする。

具体的には、経済産業大臣は、人工衛星等のサプライチェーンの状況を的確に把握する

ため、必要と認めるときは、法第 48 条第 1 項等を活用し、重要な物資のサプライチェーン把握のための調査を実施すること等により、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題の把握に努めるものとする。

人工衛星等のサプライチェーン把握のための調査の実施に当たっては、民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、事業者の過度な負担とならないよう、公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用や業界団体へのヒアリング等を活用し、法律の規定の施行に必要な限度で調査の対象範囲、内容等を適切に絞り込むこととする。また、調査の目的・趣旨、調査の位置づけ等についての丁寧な説明に努めることにより、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする。調査の実施に際しては、必要に応じ、調査対象となる物資の生産、輸入又は販売の事業に関連する団体への事前説明等により、調査趣旨を広く周知する方法も想定され得る。その上で、調査を通じて把握する情報には、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることを踏まえ、必要な情報管理のための措置を講ずるものとする。

(4) 法第三十条に規定する関税定率法に基づく職権調査の求めの実施等

経済産業大臣は、人工衛星の安定供給確保のために、民間事業者等による取組を後押しする観点から法第 30 条に規定する調査の求め（関税定率法に基づく職権調査の求め）を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ・安定供給確保基本指針の趣旨を踏まえ、他国からのダンピングや不適切な市場介入等により国内産業への被害の可能性があると思料する場合において、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じる事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、法第 30 条の規定も活用しつつ、国際ルールに則り適切に貿易救済措置を図ること。
- ・その際、経済産業大臣は、法第 4 条第 2 項や第 46 条の規定等に基づき、関係行政機関の協力を得て対応を図ること。
- ・法第 48 条第 2 項が定める証拠収集手続を行うに当たっては、事業者の過度な負担とならないよう、情報収集に係る対象者を必要な範囲に限定するとともに、調査対象者が秘密として取り扱うことを求める情報がある場合には当該情報を非公表として取り扱うなど、民間事業者等に過度な負担をかけないよう十分配慮すること。
- ・当該求めに関する手続は、GATT・WTO 協定が定める貿易救済措置に係る諸規定と密接な関係を有するところ、法第 90 条が定める国際約束の誠実な履行に係る規定に十分配慮すること。

第3章 人工衛星の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとを取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、人工衛星の安定供給確保に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、特定重要物資等の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。

第1節 取組の対象範囲

供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令第1条に規定する人工衛星又はその生産に必要な原材料等（原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下同じ。）であって、それらの安定供給確保に特に必要と認められる次のいずれかの品目に関するものとする。

- (1) 衛星バス
- (2) 太陽電池セル

第2節 安定供給確保の目標

供給確保計画の認定の対象とする取組は、安定供給確保に取り組もうとする品目について、次に掲げる基準を総合的に考慮し、サプライチェーンの供給途絶によるリスクの緩和につながるものとして、安定供給確保に十分効果的と認められるものであるものとする。

- 衛星バスの国内生産基盤の確立・強化のための取組
 - ・ 2030年代早期までに衛星システムの5件以上構築に伴い増加する衛星需要に対応するため、衛星の量産を可能とする国内供給体制の確立又は強化を目指す取組であること。
 - ・ 複数の衛星事業者向け衛星バスを製造し得る生産能力の確保を目指す取組であること。
 - ・ 宇宙分野での製造実績を有する者、若しくはその実績を有する事業者との連携体制を構築している者、又は他分野での量産体制の構築や品質保証といった宇宙分野にも適用可能な実績を有する者による取組であること。
 - ・ 国内需要量を満たすことに加えて、必要に応じて海外の需要の獲得や他用途への利用も含めて設備の稼働率を高めることで、衛星バスのコスト競争力を高めるとともに、将来的な継続投資及び研究開発につながる生産性・収益性の向上が見込まれる投資計画であること。
 - ・ 需要過多の場合、国内向けの衛星バスの安定供給を優先するものであること。
- 太陽電池セルの国内生産基盤の確立・強化のための取組

- ・ 2030 年代早期までに衛星システムの 5 件以上構築に伴い増加する衛星需要に対応するため、太陽電池セルの安定した国内供給体制の確立又は強化を目指す取組であること。
- ・ 複数の事業者向け太陽電池セルを製造し得る生産能力の確保を目指す取組であること。
- ・ 宇宙分野での製造実績を有する者、若しくはその実績を有する事業者との連携体制を構築している者、又は他分野での量産体制の構築や品質保証といった宇宙分野にも適用可能な実績を有する者による取組であること。
- ・ 国内需要量を満たすことに加えて、必要に応じて海外の需要の獲得や他用途への利用も含めて設備の稼働率を高めることで、太陽電池セルのコスト競争力を高めるとともに、将来的な継続投資及び研究開発につながる生産性・収益性の向上が見込まれる投資計画であること。
- ・ 需要過多の場合、国内向けの太陽電池セルの安定供給を優先するものであること。

第3節 供給安定性

供給確保計画の認定の対象とする取組は、人工衛星の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の（1）から（3）までのいずれにも該当するものとする。

- （1）現在及び計画期間中の市場構造又はその見込みを踏まえた供給能力確保に関する計画が整備されていること。
- （2）特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること。
- （3）事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

第4節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

供給確保計画の認定の対象とする取組について、取組を行うべき期限は、認定供給確保計画に基づく人工衛星等の生産が開始された時点から、5年以上とする。

第5節 実施体制

供給確保計画の認定の対象とする取組は、人工衛星の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の（1）から（4）までのいずれにも該当するものとする。

- （1）取組を実施するのに十分な人員を有していること。
- （2）取組の実施に必要な資金の調達が不可能なものではないこと。

- (3) 安定供給確保計画に基づく取組に関する情報を適切に管理するための体制が構築されていること。
- (4) 取組を実施するための必要な情報を経済産業省及び安定供給確保支援業務を行う法人に共有できる体制が構築されていること。具体的には、第三者への事業譲渡、成果物の譲渡又は使用許諾等をしようとする場合には、あらかじめ経済産業省及び安定供給確保支援業務を行う法人に連絡をすること。

第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

(1) 需給ひっ迫時の対応

人工衛星等の需給がひっ迫した場合における増産及び備蓄の全部又は一部放出の協力等、人工衛星等の国内における安定的な供給に資する措置を実施するものであること。

(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発

取組の実施により確保する供給能力を維持し又は強化するため、継続的な投資や研究開発が見込まれるものであること。

(3) 技術流出防止措置

供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術(いずれも公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」と呼ぶ。)について、申請に当たってコア技術を特定し、計画に記載した上で、その流出を防止するために、以下に掲げる措置を実施するものであること。

(ア) コア技術等へのアクセス管理

コア技術及び公然と知られておらず、かつ、コア技術の実現に直接寄与する技術(以下「コア技術等」という。)にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程(社内ガイドライン等含む。)を整備すること。

(イ) コア技術等にアクセス可能な従業員の管理

(ア)に規定する従業員に対し相応の待遇(賃金、役職等の向上)を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

(ウ) 取引先における管理

申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講ずることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講ずること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、製造委託等に係る中小受託事業社に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）及び受託中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

(エ) 技術移転等

- ▶ コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。
- ▶ 特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者又は他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすること。
 - ① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合
 - イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者
 - ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者
 - ② ①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

<他者又は他国に対する行為>

- (i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する
- (ii) 他者に対し、コア技術等を提供する
- (iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う
- (iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う
- (v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が 10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の 85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

第7節 複数事業者が申請する計画の認定に関する事項

同一の業種に属する複数事業者が申請する場合にあっては、その取組が実施されることにより、申請者が営む事業と同一の業種に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるものや、申請者が製造・販売する物資等や提供する役務の価格の不当な引上げが誘発される等により、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

第8節 計画の認定に当たって配慮すべき事項

経済産業大臣は、計画の認定に当たって、第6章第2節及び第3節に適切に留意するものとする。

また、第4章に定める安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成を希望する事業者の供給確保計画の認定に当たっては、当該基金の残額に留意するとともに、当該基金を活用した安定供給確保のための取組が効果的になされることに留意するものとする。

第4章 人工衛星の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金

第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項

本制度の運用に当たっては、安定供給確保支援業務を行う法人として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）を選定するものとする。

第2節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項

NEDOが安定供給確保支援業務を行うに当たっては、安定供給確保支援業務を統括する部署を置くとともに、認定供給確保事業者の支援を的確に実施するための適正かつ確実な体制及び方法により、安定供給確保支援業務を実施するものとする。また、主務大臣は、関係法令に基づき作成する事業計画及び収支計画の内容について確認し、適正かつ確実な体制及び方法により執行されていることを確認するものとする。

第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項

NEDOが安定供給確保支援独立行政法人基金を設ける場合にあつては、認定供給確保事業者への支援に関し、助成金等の交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等により適正な執行に努めるとともに、主務大臣が定める供給確保支援実施基準等の範囲で、保有する基金の資産を毀損することのないよう適正な運用管理を行うものとする。

具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。

- ・ 助成金等の執行に当たっては、安定供給確保支援法人及び安定供給確保支援独立行政法人は、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の審査の実施等を通じ、適正な執行に努めるとともに、主務大臣等と連携し、認定供給確保計画の適正かつ確実な遂行がなされていることを確認するものとする。
- ・ また、主務大臣が認定供給確保計画の変更を指示する、認定を取り消す等の措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金等の返還等の所要の手続を実施するものとする。
- ・ 基金は他の事業との区分経理を求められているところ、法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。
- ・ 基金の管理については、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。

第4節 安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項

NEDOは、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、安定供給確保支援業務で得られた情報の適切な管理を図るため、法人文書登録を適切に行う、保存期間を定める等、公文書管理法に従った管理を実施するとともに、必要に応じて施錠や暗号化などの適切な手段により、関係者以外の者が情報を閲覧できないようにするなどの措置を講じるものとする。

安定供給確保支援法人は、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、安定供給確保支援業務で得られた情報の適切な管理を図るため、情報管理責任者を置き情報を開示できる者の範囲を指定するなど、情報管理体制等に関して必要な措置を講ずるものとする。

第5章 人工衛星に係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項

第1節 指定の要件

次のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項に基づく指定を行うことができるものとする。

- 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、特定重要物資の安定供給確保が困難と認められること。
- 特定重要物資等のうち、その安定供給確保が困難と認められるものについて、法第44条第6項に規定する措置（国が自ら実施する備蓄その他の措置をいう。以下同じ。）の実施を通じて、安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること。
- 当該特定重要物資等について、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること。

第2節 指定解除の考え方

物資所管大臣は、法第44条第1項に基づく指定をした特定重要物資について、安定供給確保が一定程度図られ、特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられる場合、前節で示す特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定の要件への該当性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除するものとする。

第3節 その他留意事項

（1）国が講ずる施策に関する事項

主務大臣は、法第44条第1項に基づく指定を行った場合には、法第44条第6項に規定する措置を講じて、その安定供給確保を図るものとする。

（2）輸送手段の確保に関する事項

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講じる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。

第6章 人工衛星の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第1節 国際約束との整合性の確保

本制度の運用に当たっては、法第90条の規定及び基本方針の趣旨に則り、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、WTO協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意するものとする。

第2節 経済活動における人権の尊重

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつ分かりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。

第3節 サイバーセキュリティの確保

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を勧奨するものとする。

具体的には、主務大臣は、当該事業者の事業規模や事業内容の実情に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(以下、「IPA」という。))又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(IPA)等を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を

行うものとする。

第4節 自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境

将来にわたって特定重要物資の安定供給を確保するためには、そのサプライチェーンのうち現時点で措置が特に必要とは認められない部分についても、引き続き関係する民間事業者等の自律的な経済活動によって維持されていく必要がある。

これを踏まえ、経済産業大臣は、取組の実施に当たり、認定供給確保事業者がサプライヤー等の関係企業の実態を十分に把握し、当該特定重要物資の長期の安定供給確保を図るために必要となる取引環境の確保に向けた取組を実施することを勧奨するものとする。具体的には、長期の安定供給確保に資するサプライヤーによる設備投資等が可能となるような取引価格の実現など、自律的なサプライチェーンの維持のための取組を勧奨する。

第5節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表

(1) 関係者の意見の適切な考慮

個別の法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募するものとする。

(2) 施行状況の適切な公表等の実施

本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、基本指針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報に行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。

第6節 関係行政機関との連携

関係行政機関は、特定重要物資等の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針等に基づき相互に協力するものとする。

第7章 その他人工衛星等の安定供給確保に関し必要な事項

本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、経済産業省大臣は、人工衛星等の政令指定及び取組方針の策定後、毎年度、供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障時等の報告を通じ、特定重要物資等の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、供給確保計画の的確な実施のための措置を講ずるものとする。